

清澄庭園

ユニークベニューご利用案内



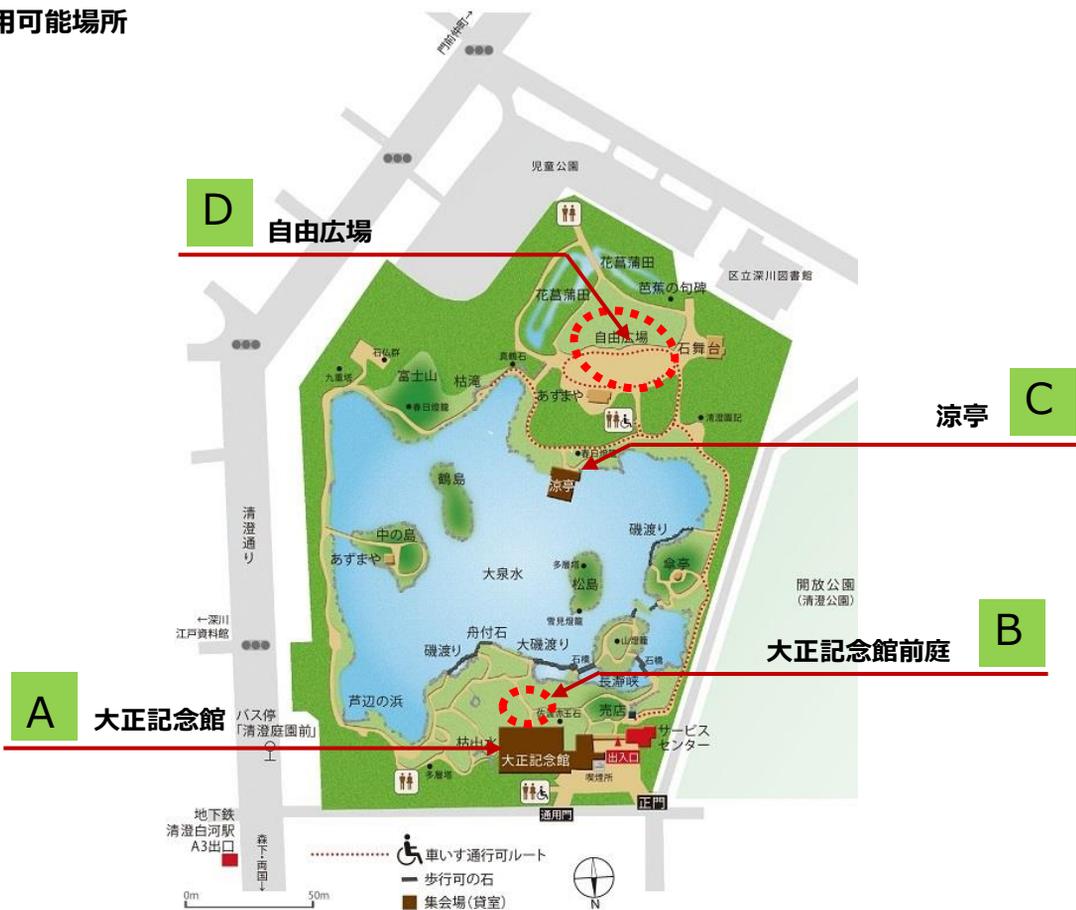
1. 清澄庭園ユニークベニューとは

清澄庭園の運営に支障を来さない範囲で、当園が指定する場所を利用して、会議やイベント、レセプション等のユニークベニュー事業を実施することができます。

対象となる事業は、清澄庭園の普及啓発、利用促進、又は東京及び地域の魅力発信につながる事業であり、当園の管理運営の基本理念である「庭園の価値や魅力を高め、庭園文化を世界に発信する」に沿うものとします。

本事業の実施により得られた収益の一部は、都立庭園へ効果的に還元し、施設の更なる魅力向上につなげていきます。

2. 利用可能場所



施設・エリア名	利用面積概算	収容人数	
		着席	立食
A 大正記念館	屋内 475㎡	90名	130名
B 大正記念館前庭	屋外 500㎡	50名	100名
C 涼亭	屋内 40㎡	30名	30名
D 自由広場	屋外 800㎡	150名	300名

3. 利用可能時間

17時30分～21時30分

- ・利用にあたっては、原則として閉園後を対象とします。
- ・会場準備や設営・撤去等の時間については別途ご相談ください。
- ・下記期間についてはご利用することができません
 - 休園日、年末年始（12/29～1/1）
 - ゴールデンウィーク期間（4/下旬～5月上旬の10日間前後）
 - 花菖蒲イベント期間（6月上旬～中旬の2週間前後）
 - 紅葉期（11月上旬～下旬 10日間前後）
- ・園内各所で東京都の整備工事が行われている場合があります。また、時期によってはイベントも開催されていますので、利用日や利用場所によっては受付できない場合があります。

4. 料金

150万円（税別）

<料金に含まれるもの>

都への占用料、園内特別清掃・草刈り等のメンテナンス費、庭園側の警備費、庭園ガイド費、備品貸出費、建物施設内の光熱水費、庭園還元費ほか

- ・ユニークベニユーに相応しい会場とするため、園内特別清掃・草刈りなどを行い、快適な時間を過ごしていただける取組を行います。
- ・庭園の基本的な安全確保のための警備員を必要に応じて2名程度配置します（イベント運営に必要な警備員はご利用者手配となります）
- ・文化財の歴史や庭園文化の本質的な価値を理解していただくため庭園ガイド等も行います。
- ・その他、オプションとして日本の文化、江戸の粋を伝えるお土産など用意しておりますので利用を希望される方はご相談ください（別途料金）

<料金に含まれないもの>

車両管理・園内誘導・基本的な安全管理等の警備、看板等の作成・設置、会場設営（ライトアップ含む）・ケータリングほか

- ・ケータリングは基本的にはご利用者にて手配していただきますが、当庭園の契約料理店や様々なリクエストへの対応も可能ですのでご相談下さい。

5. 利用条件

ユニークベニユーの利用にあたり、東京都等の関係機関の許可を得られないものはご利用できません。

また、清澄庭園は都指定の名勝であり大変貴重な文化財です。文化財の保護を最優先し、園内の利用後は、庭園管理者の指示に基づき、施設の原状復旧を行ってください。

また以下のいずれかに該当する場合は利用できません。

- (1) 法令等や利用ルールに違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張、政治性、宗教性のあるもの
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京条例第54号）に定める暴力団関係者による利用が認められるもの
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項に規定する風俗営業に該当する業務又はこれに類する業務に係るもの
- (6) 文化財庭園の保存に影響を及ぼすもの又は品位を損ねる恐れがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 周辺への影響に対する対策に不備や近隣への周知といった配慮の不足が認められるもの
- (10) ユニークベニユー事業の趣旨に沿わないとみとめられたもの
- (11) 当園の管理運営の基本理念に反すると認められるもの
- (12) その他庭園の運営管理上、不適當であると認められるもの

6. 申込手続き

<問合せ・相談>

最終ページに記載の問合せ先にご連絡ください。お申込みに先立ち、実施内容、参加人数、タイムスケジュール、会場配置図等を記載した任意の様式による企画書を提出ください。現地をご案内し、施設や利用ルール等をご説明いたします（仮予約可）

<打合せ>

実施内容の確認、調整及び下見等を行い企画書を確定していただきます

<申込・申請>

利用日の6か月前を目安に所定の申請書に確定した企画書等を添えて提出してください。

【申込提出書類】

- (1) ユニークベニユー実施申請書（様式1）
- (2) 企画書（実施概要がわかるもの）
 - ・タイムスケジュール（搬入、搬出、設営、撤去等）
 - ・施工計画書（施工概要、雨天時対応、安全管理、緊急連絡網等）
 - ・警備計画書（警備員、誘導員の配置）
 - ・配置図（テント、発電機、照明機器、テーブル等の設置場所）
 - ・養生・設置方法（庭園における設置物は必ず養生が必要となります。また設置物は景観を考慮した囲い込みなどの方法が必要となります）
- (3) 原状復旧に関する誓約書
- (4) 主催者団体・会社案内
- (5) その他必要と認められる書類等

<申請審査>

東京都等の関係機関と調整・審査をします。

<申請承認>

申請許可書の交付（様式2）及び契約書の交わし

<料金の納付>

実施日の3ヶ月前までに申込金の振込み（契約金額の30%）
実施日の1ヶ月前までに契約金残額の振込み（契約金額の70%）

<料金の振込先>

以下の振込先に指定の期日までに請求書に記載された利用料金をお振込みください。
なお、振り込み手数料は主催者側でご負担願います。

【振込先】みずほ銀行第十集中支店

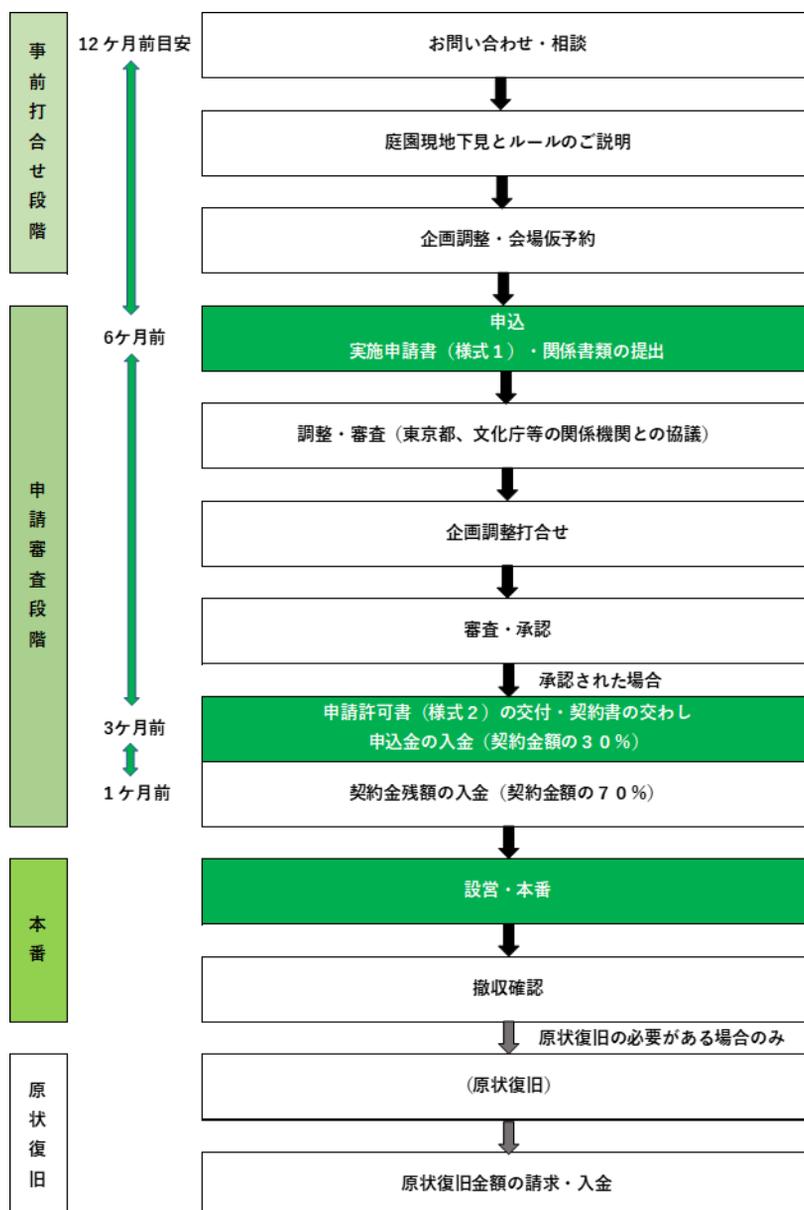
普通口座 1 0 4 5 1 9 4 公益財団法人東京都公園協会

<キャンセル料>

本契約を行ったあと会場利用の取り消しをさせる場合には、以下の通りキャンセル料を頂戴します。

- ① 実施日8日前から2ヶ月前まで 本契約額の30%
- ② 実施日当日から7日前まで 本契約額の50%

<申込手続きフロー>



7. 注意事項

- (1) 施設の利用にあたっては、庭園管理者の指示に従ってください。
- (2) 一般来園の庭園観賞や安全の妨げにならないよう、搬入、搬出、施工等は原則として開園時間外に行ってください。安全対策を十分に行うとともに、来園者に対する危険防止に努めてください。
- (3) 園内への設備・機材等の搬入、搬出、設営、撤去の準備を行うにあたっては、安全対策を十分に行うとともに、来園者に対する危険防止に努めてください。
- (4) 搬入物の大きさや重さについては制限がありますので事前にご相談ください。管理者の指定する場所では必ず養生を行ってください
- (5) 車両の出入りを伴う場合は、誘導員及び車輛監督員を2名以上配置してください。
- (6) 施工前、施工後の写真撮影を行い、施工状況を必ず記録してください。
- (7) 会場撤去後の翌朝に立ち会い検査を行いますので、必ず関係者が出席し、指摘箇所については速やかに原状復旧を行ってください。
- (8) 文化財保護法により、地面を掘削する等の著しく原状を変更する工事は制限されているため、適切な施工方法で機材の設営を行ってください。庭園の地面・植栽等に接する場合はかならず養生を行ってください。
- (9) 必要な備品は原則として主催者側でご用意願います。大正記念館、涼亭には貸出可能な備品がありますので、利用をご希望される方はご相談下さい
- (10) 既存の設備等を除き、園内には夜間照明設備がありません。仮設照明の持ち込み、ライトアップ機材の設置・撤去等については、主催者側で対応してください（簡易型LED照明は無料貸出可）
- (11) 駐車スペースは基本的にありませんが、機材・荷物の搬入・搬出に当たっては、正面付近のエントランスに2 tトラック2台程度の入庫は可能です。また閉園後は自由広場に乗用車10台程度の駐車が可能です。
- (12) 大きな音の出る楽器演奏や放歌は近隣の迷惑になるためご遠慮ください。楽器演奏、BGM等の音量に関しては十分ご配慮ください（目安として65db）。事前にご相談ください。
- (13) 園内への照明設置時は周辺ビル等に配慮した施工を行ってください。
- (14) 香りが残るもの等、建造物・植物に影響が出る演出はご遠慮ください。
- (15) 園内生態系や植物への影響に配慮した会場設営を行ってください。
- (16) 園内で発生したゴミの処理については、主催者側で対応をお願いします。
- (17) 園内は火気厳禁となります。
- (18) 園内は禁煙のため、喫煙は所定の場所で行ってください。
- (19) 施設内は釘、画鋸、セロテープ等の施設を傷つけるものは使用できません。
- (20) 建物内等を除き、基本的に電気・給排水設備は使用できません。必要に応じて電源、水源等主催者側で確保してください。
- (21) 震災等の緊急事態発生時には、庭園管理者の指示に従ってください。
- (22) 管理者の指示に従い、警察署、消防署、保健所等への調整は主催者側で行ってください。
- (23) 都市公園法、東京都立公園条例及び同施行規則、文化財保護法、建築基準法、消防法等の関係法令を順守し、適切な会場の利用及び設営・撤去等を行ってください。
- (24) 実施内容が申請と異なる場合、定められた事項を遵守しない場合、その他庭園の管理運営に支障が出る場合には、承認の取消または中止を命じる場合があります。それに伴う損害については一切補償はいたしません。

8. 庭園保有備品

	品名		台数
1	屋外型LEDライト(充電式) (BAT-HG10W-BE)		30台
2	屋外型LED用軽量三脚 (BAT-HG10L-BE)		10台
3	本染め印半纏		サイズ:L・LL 各10着
4	中太弓張提灯 (表記:清澄庭園)		20本
5	野点傘		2本

9. 施設概要

<所在地>

東京都江東区清澄3-3-9

<敷地面積>

37.434㎡

<交通アクセス>

都営地下鉄大江戸線、東京メトロ半蔵門線「清澄白河」(A3出口)下車 徒歩3分

<駐車場>

駐車スペースはありません

<開園時間>

9:00~17:00

<入園料>

一般 150円 65歳以上 70円
小学生以下・都内在住在学中学生 無料

問合せ先

公益財団法人 東京都公園協会
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10F
文化財庭園課 ユニークベニユール担当
電話 03-3232-3018
Mail bunkazaiteient@tokyo-park.or.jp

※本利用案内は令和5年1月1日現在のものであり、予告なく変更する場合がありますので
あらかじめご了承ください。

清澄庭園ユニークベニュー実施申請書

実施日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 令和 年 月 日 時 分		
実施内容			
実施場所	清澄庭園		
主催者	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
企画運営 担当事業者 (主催者と異なる場合のみ記入)	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
参加人数	名		
<p>上記のとおり、清澄庭園でのユニークベニュー事業の実施を申し込みます。実施に当たっては、付せられた条件を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>公益財団法人東京都公園協会 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 〒</p> <p style="text-align: center;">電話 団体名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>			

清澄庭園ユニークベニュー実施許可書

様

清澄庭園ユニークベニュー実施申請書（令和 年 月 日付）の内容によるユニークベニュー事業の実施を許可します。

令和 年 月 日

公益財団法人東京都公園協会
理事長

担当 公益財団法人東京都公園協会
公園事業部 文化財庭園課
電話 03-3232-3018